

国民健康保険税のお知らせ

平成 31 年度から国民健康保険税率および賦課限度額を次のとおり改正しました。

○税率および賦課限度額の改正

条例改正により、国民健康保険税率および課税限度額を次のとおり改正しました。改正内容は、医療分の資産割・平等割・課税限度額、支援分の所得割・資産割・均等割および介護分の所得割・資産割・平等割を改正しました。

	区 分	平成 30 年度	平成 31 年度
医療保険分 (対象：75 歳未満の方全員)	所得割	5.6%	5.6%
	資産割	10.0%	8.0%
	均等割	29,000 円	29,000 円
	平等割	29,000 円	26,000 円
	課税限度額	580,000 円	610,000 円
後期高齢者支援金分 (対象：75 歳未満の方全員)	所得割	1.4%	1.7%
	資産割	20.0%	12.0%
	均等割	3,000 円	4,000 円
	平等割	3,000 円	3,000 円
	課税限度額	190,000 円	190,000 円
介護納付金分 (対象：40 歳以上～60 歳未満の方)	所得割	0.7%	1.0%
	資産割	4.0%	2.0%
	均等割	7,000 円	7,000 円
	平等割	5,000 円	4,000 円
	課税限度額	160,000 円	160,000 円

○軽減の拡充

低所得者に対する保険税軽減措置のうち、均等割・平等割の 5 割・2 割軽減を拡充しました。

	平成 30 年度まで	平成 31 年度から
軽減割合	所得が次の金額以下の世帯	所得が次の金額以下の世帯
7 割軽減	所得額合計が 33 万円以下	所得額合計が 33 万円以下【改正なし】
5 割軽減	所得額合計が 33 万円 + 27 万 5,000 円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得額合計が 33 万円 + 28 万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)
2 割軽減	所得額合計が 33 万円 + 50 万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)	所得額合計が 33 万円 + 51 万円 × (国保加入者数 + 特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯とは、後期高齢者医療制度の適用により国民健康保険税の資格を喪失された方で、その喪失日以降も継続して同一世帯に所属する方。(世帯主の異動があった場合やその世帯の世帯員でなくなった場合は特定同一世帯所属者ではなくなります)

○国民健康保険税の減免

災害などにより生活が著しく困難になった方、そのほか特別な事由がある方が、国民健康保険税を納めることが難しくなった場合、申請により国民健康保険税の減免を受けられる制度があります。なお、減免を受けようとする方は申請が必要となります。

■ 問合せ 町民課町民税係 (☎ 47-2193 役場 1 階 窓口 1 番)

第 61 回 水道週間 6 月 1 日(土)～7 日(金)

今年のスローガン 「いつものむ いつもの水に 日々感謝」

「水道週間」は、水道について広く国民の皆さんの理解と関心を高め、公衆衛生の向上と生活環境の改善を図ることを目的に、1959 年(昭和 34 年)に厚生省(現厚生労働省)が制定しました。

おいしい水の条件

水がおいしいと感じる条件の一番は水温で 20℃ 以下といわれており、町の水道水は夏でも 10～15℃(冬は 10℃ 以下にもなります)で冷たくておいしい水です。

ほかに水には「硬度」があり、ミネラル(カルシウム・マグネシウムなど)が多いと硬水、少ないと軟水となり、軟水の方が癖がなく飲みやすい水といわれています。

おいしい水の条件は 1 リットル中 10～100 mg といわれており、町の水道水は平均で 60 mg の軟水です。



水を使って涼しい夏を



「打ち水」を行うことにより、家の周囲の温度を下げるができます。また、濡れた地面を通る風も冷やされて涼しくなります。昔から日本では、訪問客が来る前に玄関先で打ち水をする風習がありました。打ち水には「おもてなし」や「お清め」の意味もあり、見た目にも清涼感があります。

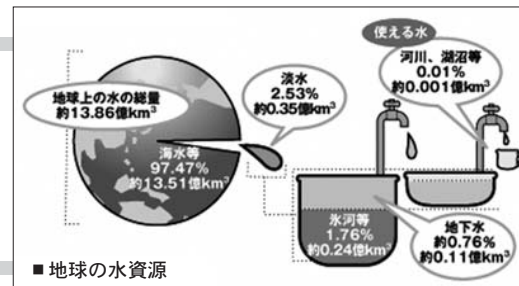
打ち水を行う時間は、気温が上がっていない朝や気温が下がり始める夕方がお勧めです。朝の打ち水は午前中エアコンの使用頻度を下げ、夕方の打ち水は夜の暑さを和らげます。(打ち水は風呂の残り湯などの二次使用の水が経済的です)



「足水」は洗面器などに水道水を入れて 1～2 分足を入れるだけで、身体全体の熱感が引いていくのを感じることができます。これを実践している人は少なく、試した人は「驚くほど暑さが和らぐ」と好評です。外から帰ってきて暑過ぎるときは、ぜひ試してみてください。

地球の水はどこにある？

「水の惑星」といわれる地球ですが、水の約 97.5% は海水などで、淡水は約 2.5% にすぎません。また、淡水のほとんどは南極や北極の水で、普段使うことができるのは、河川や湖沼の水などわずか 0.01% になっています。



※上下水道料金納入のお願い(水道事業は、水道料金を財源として運営されています)

上下水道料金は、毎月 10 日に納付書を発行し、25 日が納期限となっています。納期限内納付にご協力ください。(納付には、便利で安心な口座振替をご利用ください)

■ 問合せ 上下水道課 (☎ 47-2118 役場 1 階 窓口 5 番)